定年を65歳へ引き上げる地方公務員法の一部を改正する法律案の概要

1. 定年年齢（現在の60歳）を2023年度から2031年度まで2年ごとに1歳ずつ上げる。

2. 60歳で原則として管理職から外す「役職定年制」を導入する。

3. 60歳を過ぎた後、定年前で退職した場合は、本人の希望により、短時間勤務の職に採用（任期は65歳まで）することができる。

4. 当分の間、60歳を超える職員の給料月額は、60歳前の7割水準に設定する。

5. 60歳に達した日以降に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、定年を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。

6. 任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとする。